

大阪国道事務所管内
道路照明施設整備等 P F I 事業

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

令和 7 年 9 月

国土交通省近畿地方整備局

令和 年 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目		整理番号		署番号	
提出者	住所又は所在地	電話 (-)		調書の提出 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	区分	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬
	(フリガナ)			(フリガナ)			4 使用	5 譲受	6 幹旋
	氏名又は名称			作成担当者			本店等 一括提出	翌年以降 送付	
	個人番号又は法人番号(注)	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。		作成税理士 署名			有	否	
	(フリガナ)			税理士番号					
	代表者 氏名			電話 (-)					

提出用

【平成28年1月1日以後提出用】

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99)

(注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
(A) 俸給、給与、賞与等の総額					
(A)のうち、内閣適用の日雇労働者の賃金					
(B) 源泉徴収票を提出するもの					
災害減免法により徴収猶予したもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
(A) 退職手当等の総額					
(B) (A)のうち、源泉徴収票を提出するもの					

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	支払金額	源泉徴収税額
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
診療報酬(3号該当)				
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
契約金(7号該当)				
賞金(8号該当)				
(A) 計				
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの				
(A)のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
災害減免法により徴収猶予したもの				

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支払金額
(A) 使用料等の総額			
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支払金額
(A) あっせん手数料の総額			
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支払金額
(A) 譲受けの対価の総額			
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの			

通信日付印	確認	提出年月日	身元確認
		年 月 日	
税務署 整理欄		区分	
		A B C D E F G H	

令和 年 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目	整理番号							
提出者	住所又は所在地 電話()	調書の提出 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	区分	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 斡旋
	(フリガナ)	(フリガナ)								
	氏名又は名称	作成担当者	本店等一括提出 送付							
	個人番号又は法人番号(注)	作成税理士名	有 否							
	代表者名	税理士番号	電話()							

控 用

【平成28年1月1日以後提出用】

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FDMOCDDVD書面その他)
【平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。】

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額				
(A) 俸給、給与、賞与等の総額									
(A)のうち、内閣適用の日雇労働者の賃金									
(B) 源泉徴収票を提出するもの									
災害減免法により徴収猶予したもの									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)									
区分	人	員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)				
(A) 退職手当等の総額									
(B) (A)のうち、源泉徴収票を提出するもの									

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)									
所得税法第4条に規定する報酬又は料金等	区分	人	員	支払金額	源泉徴収税額				
	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)								
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)								
	診療報酬(3号該当)								
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)								
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)								
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)								
	契約金(7号該当)								
	賞金(8号該当)								
	(A) 計	実	人	実					
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの									
区分	件	数	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)				
(A)のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金									
災害減免法により徴収猶予したもの									

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)									
区分	人	員	支払金額						
(A) 使用料等の総額									
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)									
区分	人	員	支払金額						
(A) あっせん手数料の総額									
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)									
区分	人	員	支払金額						
(A) 譲受けの対価の総額									
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									